

令和4年3月2日（水）

1 目 目

（条例・補正予算等上程、審議、質疑、討論、採決）
（令和4年度当初予算上程、予算特別委員会設置・付託）

令和4年3月2日～3月15日

町議会定例会会議録

令和4年3月2日第2回上三川町議会定例会は、上三川町役場議場に招集された。

1. 応招議員は、次のとおりである。

第1番 田崎 幸夫	第2番 鶴見 典明
第3番 篠塚 啓一	第4番 神藤 昭彦
第5番 小川 公威	第6番 志鳥 勝則
第7番 海老原友子	第8番 石崎 幸寛
第9番 勝山 修輔	第10番 田村 稔
第11番 津野田重一	第12番 稲見 敏夫
第13番 稲川 洋	第14番 高橋 正昭

2. 出席議員は、次のとおりである。

第1番 田崎 幸夫	第2番 鶴見 典明
第3番 篠塚 啓一	第4番 神藤 昭彦
第5番 小川 公威	第6番 志鳥 勝則
第7番 海老原友子	第8番 石崎 幸寛
第9番 勝山 修輔	第10番 田村 稔
第11番 津野田重一	第12番 稲見 敏夫
第13番 稲川 洋	第14番 高橋 正昭

3. 欠席議員

なし

4. 職務のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 小島 賢一 書記(総務係長) 諏訪 満里

5. 地方自治法第121条の規定により出席した者は、次のとおりである。

町 長	星野 光利	副 町 長	和田 裕二
教 育 長	氷室 清	総務課長	星野 光弘
企画課長	枝 博信	税務課長	海老原昌幸
住民課長	松本 勝彦	地域生活課長	大山 光夫
健康福祉課長	浜野 知子	子ども家庭課長	高橋 文枝
農政課長兼農業委員会事務局長	佐藤 史久	商工課長	田仲 進壽
都市建設課長	神山 雅行	建築課長	柴 光治
上下水道課長	川島 勝也	会計管理者兼会計課長	保坂 文代
教育総務課長	吉澤 佳子	生涯学習課長	星野 和弘

6. 本会議の事件は、次のとおりである。

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3	報告第1号	議会の委任による専決処分事項の報告について（町有自動車に係る事故の和解に関する専決処分）
日程第4	議案第4号	上三川町個人情報保護条例の一部改正について
日程第5	議案第5号	上三川町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について
日程第6	議案第6号	上三川町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
日程第7	議案第7号	上三川町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について
日程第8	議案第8号	上三川町国民健康保険税条例の一部改正について
日程第9	議案第9号	上三川町道路占用料徴収条例の一部改正について
日程第10	議案第10号	令和3年度上三川町一般会計補正予算（第10号）
日程第11	議案第11号	令和3年度上三川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
日程第12	議案第12号	令和3年度上三川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
日程第13	議案第13号	令和3年度上三川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
日程第14	議案第14号	令和3年度上三川町下水道事業会計補正予算（第2号）
日程第15	議案第15号	令和4年度上三川町一般会計予算
日程第16	議案第16号	令和4年度上三川町国民健康保険事業特別会計予算
日程第17	議案第17号	令和4年度上三川町介護保険事業特別会計予算
日程第18	議案第18号	令和4年度上三川町後期高齢者医療特別会計予算
日程第19	議案第19号	令和4年度上三川町農業集落排水事業特別会計予算
日程第20	議案第20号	令和4年度上三川町水道事業会計予算
日程第21	議案第21号	令和4年度上三川町下水道事業会計予算
追加日程第1	議案第22号	令和3年度上三川町一般会計補正予算（第11号）

午前10時00分 開議

○議長【高橋正昭君】 皆さん、ご起立をお願いします。

(全員起立)

○議長【高橋正昭君】 おはようございます。

(議員・執行部 一同礼)

○議長【高橋正昭君】 ご着席ください。

令和4年第2回上三川町議会定例会の開催に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

本定例会は、条例制定をはじめ、令和4年度当初予算などの重要議案が提出されます。議員各位には慎重に審議を尽くされ、町民の負託に応えられますようご期待いたします。また、議会運営につきましてもご協力をお願い申し上げまして、開会の挨拶といたします。

ただいまから令和4年第2回上三川町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は14人です。

○議長【高橋正昭君】 日程に入る前に諸般の報告をいたします。

議会事務局長に報告させます。事務局長。

○議会事務局長【小島賢一君】 それでは、諸般の報告をいたします。

まず、提出されております議案のうち議案第9号及び議案第15号の一部がお手元の議案正誤表のとおりとなります。

次に、監査関係では、例月現金出納検査結果が、令和3年11月分から令和4年1月分までの3か月分が提出されております。

組合議会関係では、令和3年第4回石橋地区消防組合議会定例会審議結果が提出されております。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長【高橋正昭君】 日程に入ります。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

○議長【高橋正昭君】 日程第1、会議録署名議員の指名を議題といたします。

会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員に、3番・篠塚啓一君、4番・神藤昭彦君を指名いたします。

○議長【高橋正昭君】 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期につきましては、過日、議会運営委員会で慎重に審議され、お手元に配付のとおりであります。

会期日程案について、議会運営委員長の報告を求めます。8番、議会運営委員長、石崎幸寛君。

(8番・議会運営委員長 石崎幸寛君 登壇)

○8番・議会運営委員長【石崎幸寛君】 本日招集されました令和4年第2回町議会定例会の会期・運

営につきまして議長より諮問され、2月10日、24日及び本日、議会運営委員会を開き協議をいたしましたので、その結果について報告いたします。

本定例会に執行部から付議された案件は、報告1件、議案19件、一般質問通告者は8人であります。

会期につきましては、新型コロナウイルス感染症に対する対応として会期を短縮し、本日3月2日から15日までの14日間といたしました。

1日目の本日は、会期等の決定後、執行部からの議案の全てを上程し、議案第4号から第9号の条例の一部改正及び議案第10号から第14号及び本日追加になった議案第22号の補正予算については、委員会付託を省き、提案理由説明後、全体質疑、討論を行い、本日採決をお願いいたします。

議案第16号から議案第21号までの令和4年度当初予算については、提案理由の説明後、予算特別委員会を設置し、審査をお願いいたします。

2日目は一般質問をくじで決定した順により8人が行い、3日目から5日目までは休会といたします。

6日目から8日目及び13日目は予算特別委員会を開き、令和4年度当初予算の審査をお願いいたします。なお、予算特別委員会の開会は、午前9時でお願いいたします。

9日目から12日目は休会としますが、9日目は予算特別委員会の審査結果報告書作成の日といたしましたので、委員長等は報告書の取りまとめをお願いいたします。

14日目を最終日とし、特別予算委員長より付託案件の審査結果報告後、採決を行い、全議案を議了としたいと思います。また、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査についても採決をお願いいたします。

なお、諸般の都合で日程に変更があった場合は、議長において取り計らいをお願いします。

以上をもちまして、議会運営委員会としての報告を終わります。

○議長【高橋正昭君】 お諮りいたします。本定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日から15日までの14日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【高橋正昭君】 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から15日までの14日間と決定いたしました。

○議長【高橋正昭君】 日程第3、報告第1号「議会の委任による専決処分事項の報告について（町有自動車に係る事故の和解に関する専決処分）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました報告第1号「議会の委任による専決処分事項の報告について」、ご説明いたします。

本案件は、令和3年8月29日午前10時頃、大山地内において、消防自動車を消防団詰所に駐車するため転回したところ、隣接する上三川町大字大山758番地の大谷石堀に接触し、堀の一部を損傷させました。町有自動車の事故について和解になりましたので、地方自治法第180条第1項及び町長の専決処分事項の指定に基づき、議会に報告するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長【高橋正昭君】 提案理由の説明が終わりましたが、本件についてはこれをもって終わります。

○議長【高橋正昭君】 日程第4、議案第4号「上三川町個人情報保護条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第4号「上三川町個人情報保護条例の一部改正について」、ご説明いたします。

本案件は、国の個人情報保護制度である「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」が廃止となり、「個人情報保護法」に統合されることに伴い、一部、用語の定義引用元を変更する必要が生じたため、本条例の一部を改正するものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【高橋正昭君】 提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【高橋正昭君】 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【高橋正昭君】 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。

議案第4号「上三川町個人情報保護条例の一部改正について」を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【高橋正昭君】 起立全員です。したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

○議長【高橋正昭君】 日程第5、議案第5号「上三川町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第5号「上三川町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について」、ご説明いたします。

本案件は、人事院規則改正に伴い、不妊治療に係る通院等のための休暇及び女性職員の母子健康保健法に基づく休暇を追加する必要が生じたため、本条例の一部を改正するものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【高橋正昭君】 提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【高橋正昭君】 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【高橋正昭君】 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。

議案第5号「上三川町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について」を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【高橋正昭君】 起立全員です。したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

○議長【高橋正昭君】 日程第6、議案第6号「上三川町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第6号「上三川町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」、ご説明いたします。

本案件は、人事院規則改正に伴い、非常勤職員の育児休業及び部分休業の取得要件を緩和する他、育児休業取得に係る勤務環境の整備に関する措置を定める必要が生じたため、本条例の一部を改正するものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【高橋正昭君】 提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【高橋正昭君】 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【高橋正昭君】 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。

議案第6号「上三川町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【高橋正昭君】 起立全員です。したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

○議長【高橋正昭君】 日程第7、議案第7号「上三川町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第7号「上三川町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について」、ご説明いたします。

本案件は、全国的な消防団員の減少に対応するため、消防庁において消防団員の適切な処遇の在り方などについて検討がなされ、「非常勤消防団員の報酬等の基準」が定められたことから、消防団員の報酬を年額報酬と出勤報酬とに定める他、1回の出勤が8時間以上となった場合の出勤報酬を新たに定めるなど、本条例の一部を改正するものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【高橋正昭君】 提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑ありませんか。8番、石崎君。

○8番【石崎幸寛君】 この時間の把握ですね、どのようにやるのかお聞かせください。

○議長【高橋正昭君】 総務課長。

○総務課長【星野光弘君】 出勤報酬の時間の割り振りのご質問ですが、1日8時間以上は8,000円、これを新たに設けました。その他、3時間以上については3,000円、3時間未満については1,500円ということで、こちらは変更ございません。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 8番、石崎君。

○8番【石崎幸寛君】 聞いてるところ、違うんですよ。これまでが3時間だ、これ以上は3時間以上だというその時間をどのように把握するんですかという質問です。

○議長【高橋正昭君】 総務課長。

○総務課長【星野光弘君】 災害現場、火事等の現場におきましては、町の総務課の職員が現場に出勤しておりますので、火事ですとその消火、撤収までの時間、災害ですと参集、解散の時間等を把握しております。

○議長【高橋正昭君】 11番、津野田君。

○11番【津野田重一君】 これは多分、総務省の通達で来ると思うんですけど、消防団員の成り手がいないということで。これ、各市町、順次やってますね。私らが、消防団というのは、これは当時、出勤手当1,000円だったんですよ。今回、こういうことで改正されるということは、非常にいいことなんですけど、さて、この総務省の通達ということは、国からの金も大分投入されるということで考えてよろしいんでしょうか。

○議長【高橋正昭君】 総務課長。

○総務課長【星野光弘君】 現在のところ、出勤手当に関しての補助金というか、そういうものが増えるとか、そういうものは確認しておりません。

○議長【高橋正昭君】 11番、津野田君。

○11番【津野田重一君】 これは、あくまでも総務省の通達によって改正するわけですよ。上三川町だけじゃなく、いろんな自治体でこのような改正をやってますよね。その金の出どころができてないというの。

○議長【高橋正昭君】 総務課長。

○総務課長【星野光弘君】 総務省、消防庁から来てるものは、標準報酬ということで来ております。そして、財源については、交付税措置がされているということでございます。

○議長【高橋正昭君】 9番、勝山君。

○9番【勝山修輔君】 ちょっとお尋ねしますが、総務課の消防の関係が出勤しているということをお聞きしましたが、全てに、今職員は何人おるか、消防係は分かりませんが、火事のたびにその人間が出勤しているというふうに認識してよろしいですか。

それともう1つ、国が法律を決めたから、自治体もその法律にのっとり何々をしますということは、安易に、同僚議員が言ったように、国が決めたもので、何の補償もなく町税をそれに使うということは、いささかおかしな話じゃないかと思うんですが。それは町の、町民の財産、生命を守るんですから、致し方ないということであれば、これは致し方ないと思います。しかし、それを国が法律化して自治体にそれを押しつけることは、ちょっと問題じゃないかと思います。やはり、それだけの条例、法律をなさいという指示をするならば、町としてもそれに関わる、全額とは言わなくても補助をくれるのが当然だろうと、県にでも国にでも、声を上げて言うべきじゃないでしょうか。

それは確かに、うちの町長が言うように「安全安心で住んでよかった上三川」ですから、財産を守ることは一番先に必要だし、その根源となる手当すらも、今、私は消防係が何人いるか分かりませんが、私の見たところ、総務課に5名いるかいらないかだと思ってるんですが、それが、火災が夜中、昼間あったときに出ていってですね、全部把握するという事は、出てったところの分団長なり何なりが把握して申請するんじゃないかと思うんですが、それもきちっとできてるとい立証はあるのでしょうか、お伺いします。

○議長【高橋正昭君】 総務課長。

○総務課長【星野光弘君】 ただいまの質問の、町の消防担当職員は現場に出勤しているかということですが、これにつきましては、消防団員が出勤するような災害、火災に関しては、必ず誰かしら現場のほうに出向いております。通常は、担当職員全員が参集するような形になっております。消防団員の出勤についての確認ですが、これにつきましては、職員と各部の連絡を取り合って、出勤人員の把握をしております。

それと、今回の出勤手当の関係ですが、これは法律で額が決まっているのではなくて、総務省消防庁からの標準額ということで示された額で、それを参考というか、それを基に町の条例で出勤報酬のほうを決定するということになります。

それと、国からの助成の関係ですが、そちらは先ほど申し上げました交付税措置、そのような形で手当されるものでございます。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 9番、勝山君。

○9番【勝山修輔君】 それじゃ、それは条例でもなくて、消防庁なりがこうしてほしいということをいち早く町として取り上げて、報酬の見直しをしたということで理解してよろしいんでしょうか。

それなら、県や国に何か手当の一部でもくれということとは言えなくなって、これは栃木県の市町村に、全てそのようになっているということで理解すべきですか。それとも、なっていない市町村もあるという

ことで理解したほうがいいでしょうか。その点はちゃんと教えてください。

○議長【高橋正昭君】 総務課長。

○総務課長【星野光弘君】 今回の示された報酬等の標準額、これにつきましては、ほとんどの市町が来年度4月1日から、あるいは令和4年度には対応ということで、必ずしも示された額にそろえるわけではありませんが、ほとんどの市町が改定を予定しております。

○議長【高橋正昭君】 他に質疑ありませんか。7番、海老原君。

○7番【海老原友子君】 以前、一般質問のほうで、国の地域消防団の方の給与をですね、大体8,000円ぐらいを目指しましょうかというようなお話で質問した記憶がございますが、それが8,000円になったということは、とても本当にいいことだなと私は思うんですけども、その下の職務が3時間未満のときは1,500円、3時間以上8時間未満のときは3,000円というふうなただし書があるんですけども、大体、今消防団が火事とかそういう災害とかで出動して、8時間以上を超えるような、その8,000円がもらえるというか、そういう大きな、この間の鬼怒川とかそういうのはすごく大変だったと思うんですけども、そういうのってどうなんですか、多いんですかね。ちょっと私、分からないのでその辺教えてください。

○議長【高橋正昭君】 総務課長。

○総務課長【星野光弘君】 これまでの災害、火災等で想定される8時間以上というのは、ほとんど災害、河川の増水等の対応とか、そういう災害に関するものになるかと考えております。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 7番、海老原友子君。

○7番【海老原友子君】 それは分かるんですけども、そういう件数というか、そういうのが、8,000円を手にできるような回数ってすごく多いんですか。8時間以上も勤務するような、とても大変だと思うんですね。火災でも災害でも、8時間以上超えるというのはとても大変な仕事だと思うんですけども、それで、例えば7時間50分だったら3,000円という形になるわけですよ。そういうところで、そういう災害の数とか、そういうのは掌握してるんですか。

○議長【高橋正昭君】 総務課長。

○総務課長【星野光弘君】 令和元年度からの3年間で、8時間以上の勤務というのは2件ということで把握しております。1つは令和元年の東日本台風、それと令和3年、去年ですね、その鬼怒川河川敷火災ということでございます。

○議長【高橋正昭君】 7番、海老原君。

○7番【海老原友子君】 これは本当に国からということで、8,000円というふうなことを出させていただいて本当にありがたいなというふうに思うんですけども、今のお話を聞くところによると、8,000円を2回、それ以外はもうみんな1,500円と3,000円ということで、それはどうでしょうか。もうちょっと町独自として、8時間ということにこだわらなくて、本当に大変なお仕事をなさってるということで考える余地があると思うんですが、いかがでしょうか。

○議長【高橋正昭君】 総務課長。

○総務課長【星野光弘君】 今回の改正の関係では、消防団員には、年額報酬として定額のもの支給

されております。これにつきましては、国が示している標準額というのが3万6,500円ですが、町としては、現在6万円の支給となっております。そういった状況も鑑みまして、出動手当のほう、今回の改正に至りました。

○議長【高橋正昭君】 他に質疑ありませんか。6番、志鳥君。

○6番【志鳥勝則君】 ちょっと念のためというか、確認のために聞いておきたいと思うんですけども、今から7年、8年くらい前にですね、栃木県の25市町村のうちの24が、消防団が災害現場で負傷した、死亡したというときに、賞じゅつ金というふうなのが支給されるようになってた。しかし、唯一上三川町だけが、この改正がなかったと。命の重さが軽く見てたということ、言い換えれば、そういうふうにも見られちゃうんですけども、補償額が少ないと。今回は、それはないということによろしいんですね。

○議長【高橋正昭君】 総務課長。

○総務課長【星野光弘君】 今回の改正には含まれておりません。

○議長【高橋正昭君】 他に質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【高橋正昭君】 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【高橋正昭君】 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。

議案第7号「上三川町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について」を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【高橋正昭君】 起立全員です。したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

○議長【高橋正昭君】 日程第8、議案第8号「上三川町国民健康保険税条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第8号「上三川町国民健康保険税条例の一部改正について」、ご説明いたします。

本案件は、「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」による地方税法等の一部改正に伴い、令和4年4月1日から未就学児に係る国民健康保険税の被保険者均等割額の減額措置が導入されることから、本町におきましても同様の措置を講じるため、条例の一部を改正するものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【高橋正昭君】 提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑ありません

か。11番、津野田君。

○11番【津野田重一君】 今回のですね、改正により、どのぐらい減額になるかお知らせください。

○議長【高橋正昭君】 税務課長。

○税務課長【海老原昌幸君】 ただいまのご質問にお答えいたします。

こちらにつきましては、令和4年度からの適用となりますので、あくまでも、加入する世帯のほうが、異動があるため、確定的な数字は申し上げられませんが、令和3年度の状況で試算いたしますと、およそ100人でございます。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【高橋正昭君】 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長【高橋正昭君】 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。

議案第8号「上三川町国民健康保険税条例の一部改正について」を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【高橋正昭君】 起立全員です。したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

○議長【高橋正昭君】 日程第9、議案第9号「上三川町道路占用料徴収条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第9号「上三川町道路占用料徴収条例の一部改正について」、ご説明いたします。

本案件は、栃木県道路占用料徴収条例の一部改正に伴い、町道の道路占用料の改正を行うため、本条例の一部を改正するものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【高橋正昭君】 提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。12番、稲見敏夫君。

○12番【稲見敏夫君】 この改正によりましてですね、町への影響はどのぐらいあるんでしょうか。増額になると思うんですが、その金額ですね、教えていただきたいと思います。

○議長【高橋正昭君】 都市建設課長。

○都市建設課長【神山雅行君】 ただいまのご質問に関してですが、今回改正される内容がですね、例えば、別表の2ページ目になります。その中で、下段にですね、法第32条第1項第3号に掲げる施設

として、その右に自動運転補助施設など書いてございますが、今のところ、こういった施設が町内にはございません。また、それ以外の改正内容につきましても、現在では、町の施設で該当する案件がございませんので、町の財政のほうに何か影響があるかという、現時点ではございません。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【高橋正昭君】 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【高橋正昭君】 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。

議案第9号「上三川町道路占用料徴収条例の一部改正について」を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【高橋正昭君】 起立全員です。したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

○議長【高橋正昭君】 日程第10、議案第10号「令和3年度上三川町一般会計補正予算(第10号)」から日程第14、議案第14号「令和3年度上三川町下水道事業会計補正予算(第2号)」までの5議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第10号から議案第14号まで一括してご説明いたします。

まず、議案第10号「令和3年度上三川町一般会計補正予算(第10号)」についてご説明いたします。

今回の補正予算は、国の第1号補正予算事業をはじめとした当面する課題に適切に対応するため、緊急に実施する必要のあるもの、歳入歳出予算額の確定、もしくは確定見込みのもの、繰越明許費及び地方債を補正するとともに、今後の財政運営の安定性及び健全性に配慮することとして編成したものでございます。

歳入の主なものにつきまして、町税では、町民税を増額補正いたします。地方交付税では、普通交付税を増額補正いたします。国庫支出金では、新型コロナ対応地方創生臨時交付金を増額する一方、社会資本整備総合交付金等を減額補正いたします。県支出金では、国保基盤安定負担金や子育てのための給付交付金等を減額補正いたします。財産収入では、公有財産売払いによる収入を増額補正いたします。寄附金では、ふるさと納税等による寄附金を増額補正いたします。繰入金では、財政調整基金繰入金を減額補正いたします。諸収入では、芳賀地区広域行政組合事務組合の負担金の精算金等を増額補正いたします。町債では、土木債を減額補正いたします。

次に、歳出の主なものにつきまして、総務費では、ふるさと納税返礼品に要する経費及び町債管理基金等への積立金を増額補正いたします。民生費及び衛生費では、医療費助成や社会保険事業費等について減額補正いたします。また、衛生費においては、第3回目の新型コロナワクチン接種の前倒し実施に係る費用を増額補正いたします。農林水産業費では、農業従事者等に対する各種助成及び農業集落排水事業特別会計への繰出金について減額補正いたします。商工費では、企業等設備導入奨励金を増額補正いたします。土木費では、社会資本整備総合交付金事業の実績等に応じて、道路整備及び公園整備に係る工事費等を減額補正いたします。消防費では、避難所等防災体制整備のための資器材費について増額補正いたします。教育費では、学校保健特別対策事業費及び義務教育施設整備基金への積立金を増額補正いたします。この結果、歳入歳出予算の総額に6,344万1,000円を増額し、補正後の歳入歳出予算の総額を126億5,326万3,000円とするものでございます。さらに、繰越明許費を第2表のとおり、債務負担行為を第3表のとおり、地方債を第4表のとおり補正いたします。

次に、議案第11号「令和3年度上三川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」についてご説明いたします。

今回の補正は、主に保険基盤安定繰入金の額の確定及び保険給付費の支出見込みの精査による補正で、歳入歳出予算の総額から7,991万3,000円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額を28億9,433万2,000円とするものでございます。

次に、議案第12号「令和3年度上三川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」についてご説明いたします。

今回の補正は、保険基盤安定繰入金の額の確定に伴う補正で、歳入歳出予算の総額に83万9,000円を増額し、補正後の歳入歳出予算の総額を2億8,592万4,000円とするものでございます。

次に、議案第13号「令和3年度上三川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）」についてご説明いたします。

今回の補正予算は、前年度繰越金の額の確定に伴う財源の組替えを行ったものであり、既定の歳入歳出予算の総額3億1,874万円に変更はございません。

次に、議案第14号「令和3年度上三川町下水道事業会計補正予算（第2号）」についてご説明いたします。

収益的収入における補正減額1,795万3,000円の内容につきましては、雑収益の増額により他会計補助金を減額するものでございます。

また、収益的支出における補正減額500万円の内容につきましては、修繕費の確定見込みにより減額するものでございます。

次に、資本的収入における補正増額3,245万4,000円の内容につきましては、事業費の確定見込みにより、他会計補助金及び他会計借入金を増額補正するものでございます。

また、資本的支出における補正減額1,095万円の内容につきましては、他会計借入金の額の確定により、他会計借入金償還金を減額するものでございます。

以上で各補正予算の説明を終わります。

なお、詳細説明につきましては所管課長より説明させますので、慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【高橋正昭君】 会議途中ですが、ここで15分間休憩いたします。

午前10時49分 休憩

午前11時03分 再開

○議長【高橋正昭君】 休憩前に復しまして、会議を開きます。

○議長【高橋正昭君】 所管課長の説明を求めます。総務課長。

○総務課長【星野光弘君】 議案書の訂正のお願いでございます。議案書1ページ目、表紙を開きまして、最下段の議案第9号、ページをめくりまして、上三川町道路占有料徴収条例の一部改正となっておりますが、こちら、道路占用料の誤りでございます。おわびして訂正いたします。

なお、議案書40ページにございます議案そのものにつきましては、間違いはございませんのでよろしくお願いいたします。

○議長【高橋正昭君】 所管課長の説明を求めます。税務課長。

○税務課長【海老原昌幸君】 議案第10号「令和3年度上三川町一般会計補正予算（第10号）」についてご説明いたします。

事項別明細書によりご説明いたします。補正予算書の10ページ、11ページをお開き願います。

歳入についてご説明いたします。第1款町税、第1項町民税、1目個人9,400万円の増でございますが、給与所得者等の収入が当初見込みより増額となったことによるものでございます。2目法人5,895万3,000円の増でございますが、申告による法人税割が当初見込みより増額が見込まれることによるものでございます。

町税は以上です。

○議長【高橋正昭君】 企画課長。

○企画課長【枝 博信君】 続きまして、第10款第1項1目地方交付税2億3,713万5,000円の増額につきましては、国の再算定に伴う交付額の交付決定により増額補正するものでございます。

第14款国庫支出金、第1項国庫負担金、1目民生費負担金3,716万1,000円の減額につきましては、1節社会福祉費負担金で、国民健康保険保険基盤安定負担金の額の確定により273万7,000円の減額、2節児童福祉費負担金で3,442万4,000円の減額補正につきましては、児童手当の額の確定見込みにより1,384万1,000円の減額、子育てのための施設等利用給付交付金で、同じく額の確定見込みにより2,058万3,000円の減額をするものでございます。2目衛生費負担金86万6,000円の増額補正につきましては、1節保健衛生費負担金で、新型コロナウイルスワクチン接種費用に係る国からの負担金を増額補正するものでございます。

同じく第2項国庫補助金、1目総務費補助金、1節総務管理費補助金で8,039万7,000円の増額補正でございますが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金7,599万7,000円と、

社会保障・税番号制度システム整備補助金として、マイナンバーカード所有者の転出、転入手続のワンストップ化に伴うシステム改修費用の全額440万円を見込むものでございます。2目民生費補助金484万円の増額補正につきましては、2節児童福祉費補助金で、子ども・子育て支援金の交付額が当初見込みより少なかったことにより163万9,000円の減額。子ども・子育て支援事業では、児童手当制度の改正に伴うシステム改修費用の全額176万円の増額、また、保育士等处遇改善臨時特例交付金としまして、保育士、放課後児童支援員等の賃金改善を行う国からの交付金471万9,000円の増額を見込むものでございます。3目衛生費補助金82万5,000円の増額補正につきましては、1節保健衛生費補助金で、母子衛生事業は、産後ケア利用者が当初見込みより少なかったことにより50万円の減額。新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業は、小学生接種分の前倒しのため、事務補助として132万5,000円の増額を見込むものでございます。4目土木費補助金6,960万4,000円の減額補正につきましては、1節道路橋梁費補助金で、社会資本整備総合交付金額の確定見込みにより5,170万7,000円の減額を。道路メンテナンス事業で、橋梁等の補修に係る補助追加内示により105万1,000円の増額。2節住宅費補助金で、社会資本整備総合交付金、額の確定により119万8,000円の減額を、空き家対策総合支援事業で、同じく額の確定により25万円の減額を、3節都市計画費補助金で、社会資本整備総合交付金の額の確定により1,750万円の減額を見込むものでございます。5目教育費補助金540万円の増額補正につきましては、1節小学校費補助金で360万円、2節中学校費補助金で180万円、いずれも学校保健特別対策支援事業で、国からの追加補助によるものでございます。

同じく第3項委託金、2目民生費委託金33万円の増額補正につきましては、1節社会福祉費委託金で、国民年金事務に係るシステム改修費としましての国からの委託金でございます。

第15款県支出金、第1項県負担金、1目民生費負担金2,347万1,000円の減額補正につきましては、1節社会福祉費負担金で、交付額の確定により国民健康保険保険基盤安定負担金で1,062万8,000円の減額。後期高齢者医療保険基盤安定負担金で63万円を増額するものでございます。12、13ページをお開き願います。2節児童福祉費負担金では、児童手当の支給対象者の減に伴い318万1,000円の減額、子育てのための施設等利用給付交付金で幼稚園利用者への給付額が当初見込みより少なかったことによりまして、1,029万2,000円を減額するものでございます。

同じく2項県補助金、2目民生費補助金567万6,000円の減額補正につきましては、2節児童福祉費補助金で、こども医療費で233万3,000円の減額、第3子以降保育料等免除事業で170万4,000円の減額、子ども・子育て支援交付金で163万9,000円の減額。いずれも当初見込みより少なかったことによる減額補正でございます。3目衛生費補助金、1節保健衛生費補助金224万5,000円の増額補正は、新型コロナウイルスワクチン接種医療従事者派遣事業で、追加接種実施によりまず期間の延長に伴い増額するものでございます。4目農林水産業費補助金567万8,000円の減額補正につきましては、1節農業費補助金で農地集積推進事業で385万2,000円の減額、農業人材力強化総合支援事業で300万円の減額、いずれも事業費の額の確定により、情報収集等効率化支援事業20万円の増額につきましては、国の第1号補正に伴いまして農業委員さんのタブレット端末導入のための補助が追加されたため、増額するものでございます。また、担い手確保・経営強化支援事業

の97万4,000円の増額につきましては、融資を活用して経営発展に必要な農業の機械、施設の導入を行う担い手に対しまして助成を行う事業が新たに追加されたため、増額するものでございます。5目土木費補助金89万9,000円の減額補正につきましては、1節住宅費補助金で、民間住宅耐震診断等助成事業で59万9,000円の減額、とちぎ材の家づくり耐震支援事業で30万円の減額、いずれも事業費、額の確定により減額でございます。

第16款財産収入、第1項財産運用収入、2目利子及び配当金1万5,000円の増額補正につきましては、利子収入が当初見込みより多くなることによる増額。

同じく2項財産売払収入、1目不動産売払収入663万3,000円の増額補正につきましては、1節土地売払収入で旧赤道、用水路等8件分の売払いによる493万4,000円の増額、普通財産売払収入で旧消防団詰所敷地売払いにより169万9,000円の増額。2目物品売払収入では、1節物品売払収入で、ポンプ車など公用車の払下げ4台分、20万8,000円の増額をするものでございます。

第17款第1項寄附金、1目一般寄附金550万円の増額補正及び2目指定寄附金1,200万円の増額補正につきましては、いずれもふるさと納税をはじめとする各種寄附額の増によるものでございます。

第18款繰入金、第2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金2億6,470万4,000円の減額補正につきましては、財源が確保できたことによる減額でございます。

第20款諸収入、第4項3目雑入688万7,000円の増額につきましては、2節雑入で地域内ファイダー系統確保維持費340万円、斎場運営費還付金348万7,000円、いずれも事業費、額の確定によるものでございます。

第21款第1項町債、2目土木債4,560万円の減額につきましては、1節道路橋梁債700万円の減額。2節河川債460万円の増額。3節公園債1,570万円の減額。4節街路債2,750万円の減額につきましては、いずれも事業費、額の確定見込みのため補正するものでございます。

以上で歳入の説明を終わります。

○議長【高橋正昭君】 総務課長。

○総務課長【星野光弘君】 続きまして、歳出の補正予算についてご説明いたします。16ページ、17ページをお開きください。

まず初めに、第2款総務費、第1項総務管理費、1目一般管理費の補正は、本町に対するふるさと納税の増加に対応するため行うものとして、7節報償費で寄附者への返礼品代を、11節役務費で返礼品の送料を、12節委託料で寄附者への寄附受領証明書の発行業務委託料を、13節使用料及び賃借料でふるさと納税額の増加によるシステム使用料をそれぞれ増額し、また17節備品購入費では、今年度購入予定のEV庁用車の発売が来年度に延びたことにより減額することとして、合計で450万円の減額補正を計上するものでございます。次に、2目財産管理費の補正は、外部改修工事管理費及び内部改修の基本設計費の額の確定により、合計で406万5,000円の減額を計上するものでございます。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 企画課長。

○企画課長【枝 博信君】 続きまして、6目財政管理費3億4,977万7,000円の増額補正につ

きましては、コロナ禍の中での当初の想定よりもですね、経済の持ち直しが見られたことにより、町税の収入増及びですね、国からの普通交付税の追加交付、合わせまして約3億9,000万円の収入増が見込まれることからですね、24節積立金で財政調整基金へ1億5,646万9,000円、財政調整基金利子分1万5,000円、町債管理基金へ1億9,329万3,000円を積み立てるものでございます。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 地域生活課長。

○地域生活課長【大山光夫君】 続きまして、8目公共交通費、補正額7万8,000円の減額は、12節委託料でデマンド交通運行事業費の確定見込みによる253万3,000円の減額と、18節負担金、補助及び交付金で、生活バス路線維持事業等の補助金の確定により245万5,000円を増額するものでございます。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 住民課長。

○住民課長【松本勝彦君】 続きまして、第3項戸籍住民基本台帳費、2目住民情報管理費467万5,000円の増額につきましては、12節委託料で、国で進めておりますマイナンバーカード所有者の転入・転出手続ワンストップサービスに伴うシステム改修費として440万円、また、戸籍システムのクラウド化に伴う住民基本台帳ネットワークの設定変更作業として27万5,000円の補正をお願いするものでございます。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【浜野知子君】 続きまして、第3款民生費、第1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、24節積立金の400万円の増額補正につきましては、ふるさと納税として採納された寄附金を社会福祉基金に積み立てるものです。その下、2目障害者福祉費、12節委託料の18万9,000円の増額補正につきましては、手話通訳者派遣等を行うコミュニケーション支援事業の利用者増によるものです。4目上三川いきいきプラザ管理費、21節補償、補填及び賠償金の947万9,000円の増額補正は、町からの要請による休館期間中の損失に対し、指定管理者へ補填するものです。5目老人福祉費、18節負担金、補助及び交付金の1,432万円と27節繰出金の1,365万4,000円の減額補正につきましては、事業費の額確定によるものです。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 住民課長。

○住民課長【松本勝彦君】 続きまして、6目国民年金事務費33万円の増につきましては、12節委託料で、令和4年4月からの電子媒体による届出書作成の仕様変更に伴い、システムの改修が必要なため補正するものでございます。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長【高橋文枝君】 続きまして、18、19ページをお開きください。

第2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、補正額1,848万6,000円の減につきましては、12節委託料のうち、令和4年度からの児童手当制度改正に伴うシステム改修費といたしまして176万円、国が実施する放課後児童支援員等に対する処遇改善といたしまして50万9,000円をそれぞれ増額補正するものです。18節負担金、補助及び交付金では、第3子以降出産祝い金で100万円を、また19節扶助費では、児童手当で2,020万5,000円を額の確定見込みとしてそれぞれ減額するものでございます。21節補償、補填及び賠償金の45万円は、学童保育を利用停止、または利用を自粛したことによる保護者への利用料の返還に伴い、指定管理者への利用料収入の補填分として増額対応するものでございます。続きまして、2目母子福祉費、補正額850万円の減につきましては、12節委託料では、診療報酬明細書審査で150万円、19節扶助費では、児童医療費助成の700万円を額の確定見込みとしてそれぞれ減額するものでございます。3目子ども・子育て支援費、補正額4,526万8,000円の減でございますが、19節扶助費では、教育保育の無償化に関連した給付費等につきまして、合計で4,573万円を額の確定見込みにより減額するものでございます。また22節償還金、利子及び割引料の46万2,000円の増につきましては、令和元年度の保育対策総合事業費の実績に基づく国庫補助金の返還分を計上したものでございます。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【浜野知子君】 続きまして、第4款衛生費、第1項保健衛生費、2目予防費の7節報償費の80万円の増額補正から18節負担金、補助及び交付金の224万6,000円の増額補正までは、新型コロナウイルスワクチン追加接種の接種間隔を前倒しして実施するために要する経費を増額するものです。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長【高橋文枝君】 続きまして、10目母子衛生費、補正額1,500万円の減につきましては、予防接種及び妊婦健診等の予算執行額の確定見込みとして、12節委託料で1,400万円、18節負担金、補助及び交付金で100万円を減額するものでございます。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長【佐藤史久君】 続きまして、第6款農林水産業費、第1項農業費、1目農業委員会費につきましてご説明いたします。17節備品購入費20万円の増額は、国の農業委員会による情報収集等業務効率化支援事業によるタブレット端末5台分の購入費用でございます。

○議長【高橋正昭君】 農政課長。

○農政課長【佐藤史久君】 次に、3目農業振興費につきましてご説明いたします。18節負担金、補助及び交付金の531万8,000円の減額のうち、補助金の野菜価格安定対策事業36万円の増額は、事業費の確定見込みにより、園芸産地振興対策事業20万円及び担い手確保・経営強化支援事業の97万4,000円の増額は、補助事業への申請予定者が増えたことなどによるものでございます。また、交付金の農地集積協力金385万2,000円及び農業次世代人材投資資金300万円の減額は、事業

費の確定によるものでございます。次に、5目農地費につきましてご説明いたします。18節負担金、補助及び交付金43万7,000円の増額は、県土地改良事業団体連合会24万円及び基幹水利施設ストックマネジメント事業19万7,000円のいずれも、事業費の確定見込みにより、負担金額が変更となることによるものでございます。27節繰出金1,407万7,000円の減額は、農業集落排水事業特別会計での前年度繰越金の額の確定によるものでございます。

以上で第6款の説明を終わります。

○議長【高橋正昭君】 商工課長。

○商工課長【田仲進壽君】 それでは、20、21ページをお開きください。

第7款商工費、第1項商工費、2目商工振興費、補正額2,660万円の増につきましては、企業等設備導入奨励金交付事業における交付金の増額でございまして、今年度の固定資産税額等の確定及び完納の見込みにより、18節負担金、補助及び交付金の予算を増額するものでございます。

○議長【高橋正昭君】 都市建設課長。

○都市建設課長【神山雅行君】 続きまして、第8款土木費でございます。第2項道路橋梁費、2目道路維持費につきましては、こちらは委託の経費でございまして、令和2年度、国の第3次補正との重複分でございますので、その分の減額ということでございます。次、3目の道路新設改良費8,751万6,000円の減につきましては、14節工事請負費の1億1,100万円、こちら、先ほどと同様、令和2年度国の第3次補正予算との重複により減額するもの。18節負担金、補助及び交付金につきましては、県事業負担金に関わる経費であり、額の確定により増額をするものです。21節の補償、補填及び賠償金の812万7,000円につきましては、道路改良事業の物件補償に係る経費であり、電柱移設費用等の精算に伴い増額するものでございます。次に、第3項河川費、1目河川総務費、14節工事請負費520万円の増額補正につきましては、河川の護岸工事に係る湧水処理に係る仮設費に伴い増額補正するものでございます。次に、第4項都市計画費、2目公園管理費3,893万8,000円の減額補正につきましては、10節需用費の180万円は、公園の光熱水費に係る費用でありまして、額の確定見込みに伴い減額するものでございます。12節委託料の213万8,000円と次の14節工事請負費3,500万円は、いずれも公園遊具の改修工事に係る経費であります。令和2年度国第3次補正予算との重複により減額するものでございます。3目街路事業費、14節工事請負費7,100万円は、公園通り整備事業に係る経費ですが、令和2年度国第3次補正予算との重複により減額するものでございます。次に、4目公共下水道費、18節負担金、補助及び交付金1,628万4,000円は、下水道事業の収益の増に伴いまして、町の補助金を減額するものでございます。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 建築課長。

○建築課長【柴 光治君】 続きまして、第5項住宅費、1目住宅管理費509万5,000円の減額につきましては、18節負担金、補助及び交付金の減額で、主に民間住宅の耐震診断改修や、定住促進住宅取得支援事業などの補助金の確定及び確定見込みによりそれぞれ減額するものでございます。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 総務課長。

○総務課長【星野光弘君】 続きまして、22ページ、23ページをお開きください。

第9款消防費、第1項消防費、5目災害対策費25万4,000円の増額補正は、10節需用費で災害時における避難所用カラーコーンや照明器具、アルコール消毒液やマスクを整備するために増額補正するものでございます。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 教育総務課長。

○教育総務課長【吉澤佳子君】 それでは、第10款教育費についてご説明いたします。第1項教育総務費、2目事務局費、24節積立金、1,100万円の増額は、ふるさと納税による指定寄附の増が見込まれるため、増額補正し、義務教育施設整備基金へ積立てをするものです。次に、第2項小学校費、1目学校管理費の17節備品購入費727万円、第3項中学校費、1目学校管理費の17節備品購入費363万円につきましては、国庫補助金、学校保健特別対策支援事業の実施に係るもので、新型コロナウイルス感染予防対策に必要な備品等を購入するための経費を増額補正するものです。次に、2目教育振興費、18節負担金、補助及び交付金123万5,000円の増額補正につきましては、スポーツ・文化振興奨励費で、中学校各種大会参加費交付要綱に基づき、関東大会以上の大会へ参加する個人、団体に必要経費を交付するもので、明治中学校野球部が全国大会への出場等が予定されておりますので、見込額を増額補正するものでございます。次に、21節補償、補填及び賠償金59万1,000円の増額につきましては、中学校で予定されていた校外活動が新型コロナウイルス感染拡大により延期及び中止したことによるキャンセル料について、保護者の負担を軽減するためにその費用を増額補正し、支払うものでございます。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 生涯学習課長。

○生涯学習課長【星野和弘君】 続きまして、第4項社会教育費につきましてご説明いたします。1目社会教育総務費、12節委託料108万3,000円は、放課後子ども教室事業の額の確定による減額でございます。3目図書館費、10節需用費10万2,000円は、図書館南館の網戸の張り替えによる増額でございます。第5項保健体育費、3目体育施設管理費、21節補償、補填及び賠償金103万9,000円の増額は、体育センターが新型コロナの緊急事態宣言により閉鎖した期間、及びテニスコートの人工芝破損により令和2年10月より使用できなかった期間の補填に係るものでございます。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 教育総務課長。

○教育総務課長【吉澤佳子君】 次に、4目給食センター費、10節需用費87万9,000円の増額につきましては、給食調理業務等に係る光熱費の高騰により、不足となる見込みとなりましたので、増額補正をするものでございます。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 企画課長。

○企画課長【枝 博信君】 ページ戻りまして、6ページをお開き願います。

第2表繰越明許費補正でございます。こちらの補正につきましては、追加としまして、表に記載のと

おり、第2款総務費、第1項総務管理費で、庁舎設備維持修繕事業の467万5,000円から12段下になります第10款教育費、第4項社会教育費で、図書館施設整備事業の3,520万円までの13事業につきまして、いずれも令和3年度の事業完了が困難であるため、繰越明許するものでございます。また、その下でございます。変更につきましては、第8款土木費、第2項道路橋梁費、道路整備事業におきまして、金額を1億2,500万円から1億7,725万5,000円に増額するものでございます。

次に、第3表債務負担行為補正、追加でございます。放課後児童支援員処遇改善事業におきまして、期間を令和4年度から令和7年度まで、限度額を1,600万円に設定するものでございます。

次に、第4表地方債補正、変更でございます。表に記載のとおり、3のですね、道路新設改良事業から6の街路整備事業につきまして、先ほど歳入の町債で説明しましたとおりですね、補正前の限度額を補正後の限度額にそれぞれ変更するものでございます。

以上で、令和3年度上三川町一般会計補正予算（第10号）の説明を終わります。

○議長【高橋正昭君】 住民課長。

○住民課長【松本勝彦君】 続きまして、議案第11号「令和3年度上三川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」についてご説明いたします。補正予算の10ページ、11ページをお開きください。

まず、歳入からご説明いたします。第5款県支出金、第2項県補助金、1目保険給付費等交付金8,000万円の減につきましては、この後歳出でご説明いたします保険給付費の減に伴い、それに対する県からの交付金を減額するものでございます。

次に、第9款繰入金、第1項繰入金、1目基金繰入金1,458万円の増につきましては、次の2目の一般会計繰入金の減による財源不足を国民健康保険財政調整基金より補填するものでございます。次に、2目一般会計繰入金1,449万3,000円の減でございますが、こちらにつきましては、1節の保険基盤安定繰入金及び4節の財政安定化支援事業繰入金で、いずれも額の確定によるものでございます。

ページをおめくりいただきまして、12、13ページをお開きください。

続きまして、歳出についてご説明いたします。第2款保険給付費、第1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費8,000万円の減につきましては、本年度12月までの支払いが当初予算の見込みより大きく乖離していたため、精査した結果、減額を見込むものでございます。

第8款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金、3目一般被保険者償還金8万7,000円の増につきましては、令和2年度の国庫補助金の返還で、事業の確定に伴う特別調整交付金の額の変更による償還金でございます。

以上、議案第11号「上三川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」の説明を終わります。

次に、議案第12号「令和3年度上三川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」についてご説明いたします。補正予算書の10ページ、11ページをお開きください。

まず、歳入からご説明いたします。第3款繰入金、第1項一般会計繰入金、2目保険基盤安定繰入金83万9,000円の増でございますが、こちらにつきましては、県及び町が負担いたします保険基盤安定負担金の額の確定に伴い補正するものでございます。

ページをおめくりいただきまして、12、13ページをご覧ください。

歳出につきましてご説明いたします。第2款第1項1目後期高齢者広域連合納付金83万9,000円の増につきましては、歳入でご説明いたしました保険基盤安定負担金ですね。こちらを後期高齢者広域連合へ納付するための補正でございまして、歳入の繰入れと同額の補正をするものでございます。

以上、議案第12号「上三川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」の説明を終わります。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 上下水道課長。

○上下水道課長【川島勝也君】 続きまして、議案第13号「令和3年度上三川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）」についてご説明いたします。補正予算書の6ページ、7ページをお開き願います。

歳入でございますが、第3款繰入金、第1項繰入金、1目一般会計繰入金の1,407万7,000円の減額及び第4款繰越金、第1項1目繰越金の1,407万7,000円の増額は、令和2年度の決算による前年度繰越金の額の確定に伴い、財源の組替えを行うものでございます。既定の歳入歳出予算の総額3億1,874万円に変更はございません。

以上で、議案第13号「令和3年度上三川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）」について説明を終わります。

続きまして、議案第14号「令和3年度上三川町下水道事業会計補正予算（第2号）」についてご説明いたします。補正予算書の10ページ、11ページをお開き願います。補正予算参考資料によりご説明いたします。

まず、収益的収入及び支出になります。上段の収入ですが、第1款下水道事業収益、第2項営業外収益、2目他会計補助金2,773万9,000円の減は、雑収益等の増額及び一般会計補助金の調整により、収益的収入から資本的収入へ振替を行うため、他会計補助金の減額を行うものでございます。次に、第5目雑収益978万6,000円の増は、東日本大震災による原子力発電所の事故に伴い、流域下水道事業に関わる東京電力からの賠償金につきまして、額の確定に伴い増額するものでございます。

次に、下段の支出ですが、第1款下水道事業費用、第1項営業費用、1目公共下水道事業管渠費500万円の減は、下水道施設の修繕費の確定見込みに伴い減額するものでございます。

続きまして、資本的収入及び支出になります。

まず、上段の収入ですが、第1款下水道事業収入、第3項他会計補助金、1目他会計補助金の1,145万5,000円の増は、一般会計補助金の調整により、収益的収入からの振替を行うため増額するものでございます。第4項1目他会計借入金2,099万9,000円の増は、事業費の確定見込みにより、水道事業会計から借入れを行うため、増額するものでございます。

次に、下段の支出ですが、第1款下水道事業支出、第3項他会計借入金償還金、1目他会計借入金償還金1,095万円の減は、水道事業会計からの借入額の確定に伴い減額するものでございます。

ページを戻りまして、補正予算書の1ページをお開き願います。ページの最下段の補正予算第4条になりますが、予算第11条の削除につきましては、今回の補正で、一般会計補助金の調整により、収益的収入から資本的収入へ振替を行うことにより、当年度利益剰余金を資本的収支不足額の財源として充

てる必要がなくなるため、削除するものでございます。

以上で、議案第14号「令和3年度上三川町下水道事業会計補正予算（第2号）」の説明を終わります。

○議長【高橋正昭君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。9番、勝山君。

○9番【勝山修輔君】 補正予算書の16ページの下段に、社会福祉費の中に上三川いきいきプラザ、補正額947万9,000円とありますが、これ、補償金となってるんですが、何の補償金を町のところから捻出するんですか。説明をちょっとしていただけませんか。

それと、補正をするということは、売上げか何か根本にあって、足りないから補正してくれという申合せなのか。決算書がなく、補正額がこうやってぽっと出てくるというのは、何を根拠にしているのか明確にしてくれますか。利益があるのかないのか。それと、なぜこの補正をしなきゃならないのか。そうすると、町から負担をしているお金の他にこれだけくださいということ言ってるわけだから、それを明確に、分かりやすく説明をちょっとしてくれますか。

○議長【高橋正昭君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【浜野知子君】 ではまず、なぜいきいきプラザに関して補填をするのかというご説明をさせていただきます。

まず、いきいきプラザのほうは、町のほうから払う指定管理費と利用収入のほうを合わせて運営をお願いしております。今回、コロナ感染症におきまして、町のほうから、休館のほうの要請をいたしました。その休館に伴って、そちらの利用収入のほうが増減したため、指定管理者に対して、町のほうから、公の施設の安定した管理運営を図ることを目的として補填をするものでございます。

また、町と指定管理者の契約に関しまして、平成30年4月1日に上三川いきいきプラザ管理運営に関する基本協定書というのを結んでおります。その35条におきまして、不可抗力の発生に起因して指定管理者に損害、損失や増加費用が発生した場合は、当該費用については、合理性の認められる範囲で町が負担することとするというような協定が結んでございます。

また、そこで、この条文の中の不可抗力にこちらのコロナウイルス感染症が該当するかということに関しましては、まず、内閣府からPFI事業におけるリスク分担等に関するガイドラインにおきまして、疾病や感染症等も不可抗力の事由に含まれ得るといふような一文がございます。また、加えまして、栃木県の指定管理制度に関するガイドラインを参考にいたしまして、不可抗力とは、県または指定管理者のいずれの責めにも帰することの出来ない、自然的または人為的な減少に伴うものといふような一文がございます。こちらのほうを参考といたしまして、町としましては、今回のコロナウイルス感染症に伴う休館による収入の減といふものは、不可抗力のものと判定しまして、今回の補填を決定いたしました。

また、2つ目のご質問にありました補填の額の計算に関しましては、今回、令和2年度における収入の2億6,779万4,158円から支出の3億1,109万1,137円を引きまして、補填額総額4,329万6,979円になります。そこから町のほうに返還、精算される光熱水費精算額の3,381万8,495円を差し引きまして、町のほうから追加で947万8,484円の指定管理費の補填のほうをするものです。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 9番、勝山君。

○9番【勝山修輔君】 今、課長がすらすら金額を言ってるんですが、その金額を書くまで追いつきません。ちょっと私が要約するのに、指定管理料、払ってありますよ。それで、コロナで休ませましたよ。休ませたんだから、それに対する利益を補填しなさいということだと私は理解するんですが、そうすると、休館をしているときには維持費もかからないし、休んでるのに、一生懸命掃除する人がいたとしたとしてもですね、それは基本料金のほうで賄えるはずですよ。休館をしても賄えるだけの費用は出してるんだから。そうすると、損金が出たというのは、いきいきプラザの売上げが、利益が分からないのに、どうしてこの計算が成り立つのか。私は普通の会社しか分かりませんが、利益が出ないのに損失が分かるということは、変わった町ですねと思われませんか。だって、本人が幾ら稼いだか誰も知らないんですよ。それが、そういう計算をしてるならその計算書、後で私にも頂きたいと思います。こんなばかげたことが通るのか通らないのか、立証してもらいたいと思うんですね。

副町長が首を一生懸命かぶり振ってるけど、売上げがあつて利益が出るのが自主事業であり、民間事業ですよ。それが、町が休めと言ったら休みました。休んだから損金が出たんだ。じゃ、自主事業がやってたときはどうだったんですか。どうやって金額を出すんですか。うちの契約では、自主事業は報告しなくていいと、そういう条例はないんだから出せないんだってこの10年間、私はやってるはずですよ。利益が出ないのに損金はどうやって出るのか、もっと詳しく説明をしてください。ここで聞いても数字がすらすら出ても分かりませんから、後日頂ければ、私なりに計算してみたいと思います。

それで、どうしてそういう契約があつてるのか。どなたが考えたか知らないんですが、自主事業は、決算書は要りませんよ。利益がどんだけ出るか分からないのに、どうして損金が947万9,000円、出てくる理由が分からないです。よく答えられなければ、私に書面をください。私はその書面をまた計算して、これは納得いった補助金だと思うのか。それとも、町が、町長が休めと言ったら、委託業者は休みますよ。休んで、損金は税金で払うなんて、そんなばかげた話ないでしょう。全部休んだんだから、電気もガスも使わないはずですよ。そら、従業員だけは払わなきゃなんないってことは私にも理解できます。こっちの都合で休んだんです。そうですよね。私は一般的に、ここにいる方でこれが理解できる人がいたらちょっとお教え願いたいと思います。

○議長【高橋正昭君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【浜野知子君】 ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、休館をしているのになぜ支出のほうが出てくるのかというご質問に関しましては、議員のおっしゃるとおりで、今回、令和2年度の支出の中におきましては、今回の第3期のいきいきプラザの指定管理が始まった平成30年度と令和元年度よりも支出が増えている項目がございました。それに関しましては、指定管理者の説明といたしましては、感染症の対策費で増額したという説明であったんですが、それに関しては、先ほど議員がおっしゃったように、民間の企業においても、それはあり得ることであつて、その経営者としての努力は、それは補填には値しないと判断いたしました。

ですので、先ほどご説明いたしました収入から差し引いた支出に関しましては、令和2年度の支出の合計ではなく、令和元年度と平成30年度の平均値をもって支出の積算の資料とさせていただきました。また、令和2年度の支出の中身に関しましては、1項目ずつ、領収書等を確認いたしまして、無駄に、

今回、令和2年度に関して、先ほど議員がおっしゃったように、休館しているのに支出している部分がないかどうかの確認のほうは済ましております。

また、先ほどの自主事業に関してでございますが、他の市町の指定管理をやっているところの例を見ますと、自主事業に関しても補填をしている市町があることは確認できておりますが、上三川町に関しましては、自主事業の部分に関しての補填は行っておりません。指定管理の部分においてのみの補填となっております。

また、先ほど議員のほうがおっしゃいました、こちらの説明に関しましては、私のこの口頭の説明だけでは、それは説明にはなっていないと思いますので、他の市町でも同じように、指定管理者の補填に関して、町のホームページ等で、そちらのほうの補填をしたという事実を住民の方に周知をしているところがございますので、上三川町におきましても、今回のいきいきプラザの指定管理費の補填に関しましては、住民の皆様が見て納得していただけるような形で、ホームページ上での周知のほうを前向きに検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 9番、勝山君。

○9番【勝山修輔君】 ぜひ、そういうふうにしてください。

それでね、私が不思議なのは、今課長が言ったように、元年だの前のときの利益を計算して、令和2年度に計算するというのはね、いいときのことを例に取るのか、それとも悪いときのことを例に取るのかによって、額も違うはずですよ。今、この計算書を見ると、すごくいいときに取ったやつで計算しているというふうに聞こえますが、それじゃ、今までこの10年間の自主事業の売上げすら分からないんですよ、うちの行政は。他の行政は、全部それを頂いて、ホームページに載せている行政もあるんですよ。だから、足りないときは、行政が補填しようという話になるんですね。利益が出ないのにどうして補填をするのかを明確にホームページに載せてくださるようお願いして、私の質問を終わります。

○議長【高橋正昭君】 他に質疑ありませんか。6番、志鳥君。

○6番【志鳥勝則君】 一般会計補正予算のですね、20、21ページについてなんですけども、8款土木費、第2項道路橋梁費の中で、道路維持事業でですね、470万円減額。道路新設改良費のほうで8,751万6,000円。交付金との兼ね合いということで減額補正されたようなんですけども、今言った金額の中で、道路維持事業費は一般財源が270万、道路新設改良費のほうでは一般財源が6,830万9,000円ということで、そのまま減額にはなっているんですけども、ただ、減額して決算書で不用額というようなことになるんじゃないかと、今いろんな自治会から、舗装の要望とか、路肩の補修をしてくれとか、ガードレールを設置してくれとかというふうな要望がかなりあるというふうな話は聞いてるんですけども、こういった予定してた金が使わなくなった、じゃ、減額しますよというふうな減額をそのままするんじゃないかと、足りない予算項目、例えば、道路維持事業のほうで270万一般財源が余っていると。それじゃ、これを委託料で予定してんだけど、これを舗装、補修のほうに回そうかと。それとか、小さいところの舗装新設事業費に回そうかと。あるいは、道路新設改良費の六千八百何がしの金額を、いろんな要望がある、積み重なっている要望がある、そちらのほうの要望のほうの工事費に回そうかというふうな考えはなかったのかどうかお聞きいたします。

○議長【高橋正昭君】 都市建設課長。

○都市建設課長【神山雅行君】 ただいまのご質問に回答差し上げます。

今お話にありました一般財源を、それ以外の道路舗装の修繕等に使うということでございますけれども、まず、舗装の修繕等につきましては、一定の計画を立てまして、年度、年度で対応している状況にあります。また、議員からお話がありました地元からの要望等につきましても、その都度統一した評価をしましてですね、その実施につきまして判断をしているところでございます。ですので、予算が余ったから別の費目に充てるというよりも、計画的かつ地元からの要望につきましても、統一された指標に基づく実施を行っている状況でございますので、現在のところ、予算の余りといえますか、の分をそういった修繕等に充てるということは、今のところは考えてございません。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 6番、志鳥君。

○6番【志鳥勝則君】 当初組んどいた予算が必要なくなったからということで、この予算を不用額ということで流すのはもったいないと。せっかく財政のほうで許可してくれた予算ですから。それじゃ、その予算を要望箇所を1年でも早く対応しようというふうな考え方で取り組むのが前向きな姿勢だと思ってるんですよ。条例にも載ってますし、節内流用とかそういったものがあるんですから、予算がない、予算がないじゃなくて、予算は余っちゃってんでしょ、こうやって。そういったものをうまく使う。ここを減額して、道路維持事業の舗装、補修、あるいは舗装新設事業のほうに回そうと。そういうふうな使い方をしてれば、今まで行き止まりの細い道路が今年の最近までやってた。しかし、課内で協議して、これからはこういうところはやりませんと。そういうふうな事業計画の基準というのが出てこないんですよ。できませんと、要望があってもこれはできませんというふうに回答して、地域の人はもうがっかりするわけですよ。高齢化で足元が悪くて、砂利道を歩いていかなかちや舗装道路にも出られないと。しかし、つい最近までは、行き止まりの道路、1軒しかない道路、上郷1区の地域にも2か所、今年工事やってるところあるんですけども、幸いに、その人は、この道を行くと行き止まり。50メートル先には自分のうちしかない。これを要望したら舗装してもらった。上郷1区地内の違う道路、これも1件しかない、そこまで30メートルぐらいの道路を舗装した。その後、要望が上がってきた地域の人は、方針が変わりましたから、これはできません、予算がありません、そういう理由ですと。ただ、こんなに余してるんですよ。もったいないでしょう。それが予算の事業の先取りというんですよ。企画課長、節内流用は大丈夫ですよ。

○議長【高橋正昭君】 企画課長。

○企画課長【枝 博信君】 流用につきましては、規定もございまして、問題ないとは認識してございます。

ただ、ただいま都市建設課長がですね、答弁されたのは、やはり財源につきましては、志鳥議員おっしゃるようになりますね、町の財政状況というのは大変厳しいというのはございます。ただ、今回これで、3月で補正で落とすということがかなりの金額が落ちただろうということかと思われませんが、ただ、道路整備だけに町の財政というのが動くものではございません。社会保障だとかいろいろ。ただ今回この残ったものについては、財源として残るわけですから、来年度以降の予算のほうに加味できるという

ふうに私は認識してございます。その中で、やはり順位があると思いますんで、まず、先行してやらなければならない事業、これを精査していくというのは、私のほうに課せられた仕事だと、それは私のほうでも認識してございますので、それがいいのかどうかというのは、最終的にはまだ判断というのはできませんけども、そういったことも加味した中で、財政のほうとしては判断させていただいてるというような状況でございます。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 6番、志鳥君。

○6番【志鳥勝則君】 今、企画課長がいいのかどうかはと言いましたけど、いいですよ、町民にとっては。余った予算で1年でも早く道路整備してもらおうというのは。もらった予算なんですから、流用計画書を上げて、それをあそこの要望箇所にあてがっちゃおうと、1年でも早くやってあげよう。そういうふうな考えでやってもらわないと、事業は伸びていかないですよ。もらった予算なんですから余すんじゃないというような考え方で昔はやってきたんですよ。ぜひとも、そういうような考え方で、また、最近決まった基準も見直しながら、地域住民が希望の持てるような道路行政をやってください。道路行政でこれだけ予算をもらえましたという予算なんですから、社会保障云々と今、企画課長が言っていましたけども、自分とこでもらった予算なんだから自分とこで節内流用でも何でもして使うような、住民が希望を持てるような、そういった道路行政に携わっていただきたいというふうに私は思います。

補正予算に当たっての私の考え方を述べさせてもらいましたけども、今言ったように、そういった考え方で全体の予算を見ると、令和3年度の、この間の決算書の不用額という金が約3億円ぐらいあったと思うんですよ。それをうまく流用したり事業の先取りをしようというふうに思った場合には、道路行政、建設事業じゃなくて全ての役場の行政サービスの先取りにつながろうかと思うんですけども、全体的にそんな感覚の中で行政に携わっていただきたいなど。1年でも2年でも早く、町民の要望に応じていただきたいというふうに、そういった考え方を切望して終わります。

○議長【高橋正昭君】 9番、勝山君。

○9番【勝山修輔君】 今、課長が予算は公平に使うようなというような……。

○議長【高橋正昭君】 勝山議員、申し上げます。3回で終わりですから、4回目になります。

○9番【勝山修輔君】 これは別なことですが、条例が別なら1回目じゃないんでしょうか。全部で3回じゃないんでしょう。これは別なことですよ。道路のことについて聞きますけど。今、予算書の話をしてるんですよ。いきいきプラザじゃない。

○議長【高橋正昭君】 補正予算の件で今、審議してますから。

○9番【勝山修輔君】 補正でも別なんでしょう。道路のほうですから。

○議長【高橋正昭君】 いや、駄目です。

○9番【勝山修輔君】 じゃ、簡単に言います。

(「1人に何回も認めてないです」の声あり)

○9番【勝山修輔君】 何を認めてない？ 別なことを言うのに、何で別なことが駄目なんだい。

(「補正予算に関してはもうやってるでしょう」の声あり)

○9番【勝山修輔君】 やってるよ。

○議長【高橋正昭君】 もう補正予算に関して3回終わってますので。11番、津野田君。

○11番【津野田重一君】 議案第10号、一般管理費の中の16ページ。たしか私が記憶あるのには、このふるさと納税の記念品ですけど、今年度2回目の補正だと思うんですけど、かなり寄附金が増えておるといことは、町職員の努力が実った結果かなと思ひまして、感謝を申し上げます。

もう1点、19ページの母子福祉費の中の扶助費が、これ、毎年700万円とか800万円とか減額補正組んでるんですけど、せっかくですから、これを今度18歳以下までに拡大して医療費の無償化、これやっても、このお金で追いつくんじゃないかと思うんですけど、そういう考え方はございませんか。

○議長【高橋正昭君】 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長【高橋文枝君】 児童医療費の、今回減額補正ということで700万円減額しておりますけれども、こちらのほうの見込みですと、受診件数が減っているということで、今回、コロナもございまして、コロナによる受診控えとか、あとは感染対策を徹底してることにより、インフルエンザなんかの感染症が減少していることも、医療費の減額になった一因かと考えてます。

議員さんのほうでおっしゃいます高校生までの医療費助成につきましては、こちらの、現在の中学生同等の計算でいきましたも、この700万円では賄えない金額になるかと思いますが、賄えたとしましても、今後様々なこの子育て支援の全体の中で、その高校生の医療費分についても助成が必要かどうかというところは検討していきながら対応はしていきたいと思ひますが、現時点で、こちらの医療費のほうが多ったから高校生のほうでどうかということになりますと、現時点では、この財政のこの金額ではちょっと難しいかなというふうに考えております。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 11番、津野田君。

○11番【津野田重一君】 これは、本当は課長にこんなことを聞いちゃったの申し訳ないですけど、町長、各宇都宮市や下野市でも、そういう18歳までの無料化となっておりますので、上三川でもぜひそういうことを考えていただきたいと思ひます。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 他に質疑ありませんか。7番、海老原君。

○7番【海老原友子君】 私はふるさと納税のことをちょっとお伺いしたかったんですけど、津野田議員のほうから聞かれたとおりになんですけど、件数とか金額がどのくらい増えたのか。あと、どのような努力をしてこのように伸びたのかをまず1つ聞きたいのと、もう1つはですね、一般会計補正予算の民生費の児童福祉費の中の、18節負担金、補助及び交付金の第3子以降の出産祝い金について、額の確定でということで100万円減額してるんですけど、それって何人予定していて、何人交付されたのかを伺います。

○議長【高橋正昭君】 総務課長。

○総務課長【星野光弘君】 まず、増加の要因ですが、こちらについては、今年度からふるさと納税の申込みサイト、ポータルサイトを増やしたことによるものかと、主な要因としては、ポータルサイトの増加ということになるかと思ひます。

それと、返礼品の品目ですが、こちらも今年度、増強をしているところでございます。

それと、件数につきましては、これまでですね、実績等を申し上げさせていただきたいと思いますが、12月末の時点で、金額で3,189件、今回の補正でプラス500件、これをふるさと納税のほうで見えております。

それと、金額にしましては、12月末の時点で3,565万円程度。そうしまして、今回の補正後の数字がこちらですね。ふるさと納税以外の寄附も含まれますが、全体で3,850万円の見込みということで考えております。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長【高橋文枝君】 赤ちゃん誕生祝い金のことなんですけれども、こちらにつきましては、予算のほうは45件、20万円で900万円を計上しておりました。今年度見込みとしましては、3月までに出生予定のお子さんを含めて40件を想定しております。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 7番、海老原君。

○7番【海老原友子君】 ありがとうございます。

○議長【高橋正昭君】 他に質疑ありませんか。3番、篠塚君。

○3番【篠塚啓一君】 20、21ページの第8款土木費、第5項住宅費、1目の住宅管理費なんですけど、補助金のところで、全ての項目で減額補正になっているかなと思うんですけど、それぞれ当初、何件予定をして、実際に申請があったのが何件なのか、そういった実績等も含めて教えていただけますか。

○議長【高橋正昭君】 建築課長。

○建築課長【柴 光治君】 ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、一番上の民間住宅耐震診断助成事業につきましては、当初は5件を予定しておりましたが、申込みが2件でございました。その下の民間住宅耐震改修助成事業につきましては、同じく5件見込んでおまして、3件の申込みがございました。次のとちぎ材の家づくり耐震支援事業、こちらにつきましては3件分見込んでおまして、申請はゼロ件でございます。次のブロック塀等撤去費補助事業につきましては、2件見込みまして、申請はゼロ件でございます。次に、定住促進住宅取得支援事業でございますが、64件を見込んでおまして、見込みとしまして36件程度でございます。次の特定空家等解体補助事業補助金につきましては、1件分見込んでおりましたが、申請はございませんでした。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 3番、篠塚君。

○3番【篠塚啓一君】 ありがとうございます。

最後の特定空家等解体事業補助金なんですけれども、今、現状上三川に特定空家に指定されているものがまずありますかということと、そういった方に、例えば解体事業の補助金とかがあるという案内とかというのは出したりはしてるんですか。

○議長【高橋正昭君】 建築課長。

○建築課長【柴 光治君】 今年度、地権者のほうには伺いまして、会えなかったんですけども、こち

ら県外の方だったんですが、お話しはできなかつたんですが、申請の用紙等は置いてまいりました。

申し訳ありません。件数が抜けておりました。特定空家につきましては4件でございます。

○議長【高橋正昭君】 3番、篠塚君。

○3番【篠塚啓一君】 最後になると思うんですけど、そうすると、今のお話だと4件全ての方に案内なり何なりというか、そういったものを直接手渡してきたかどうか分からないんですけど、出したということなんですけれど、町のことというかそういったものも含めて、引き続き、できれば直接お会いしてお話ができるような形を取っていただければと思います。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 他に質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【高橋正昭君】 これで質疑を終わります。

○議長【高橋正昭君】 会議途中ですが、昼食のため休憩いたします。午後1時30分より再開いたします。

午後0時19分 休憩

午後1時27分 再開

○議長【高橋正昭君】 休憩前に復しまして、会議を開きます。

○議長【高橋正昭君】 これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【高橋正昭君】 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから順次、採決いたします。

まず、議案第10号「令和3年度上三川町一般会計補正予算(第10号)」について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【高橋正昭君】 起立全員です。したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号「令和3年度上三川町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)」について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【高橋正昭君】 起立多数です。したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号「令和3年度上三川町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)」について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【高橋正昭君】 起立全員です。したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号「令和3年度上三川町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)」について、

原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【高橋正昭君】 起立全員です。したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号「令和3年度上三川町下水道事業会計補正予算(第2号)」について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【高橋正昭君】 起立全員です。したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。町長から、議案第22号「令和3年度上三川町一般会計補正予算(第11号)」が提出されました。これを日程に追加し、追加日程として議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【高橋正昭君】 異議なしと認めます。議案第22号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。日程の順序を変更し、追加日程第1を先に審議したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【高橋正昭君】 異議なしと認めます。日程の順序を変更し、追加日程第1、議案第22号を先に審議することに決定いたしました。

○議長【高橋正昭君】 追加日程第1、議案第22号「令和3年度上三川町一般会計補正予算(第11号)」を議題にします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第22号「令和3年度上三川町一般会計補正予算(第11号)」についてご説明いたします。

今回の補正予算は、2月24日発生 of 火災により一部焼失のあった東蓼沼橋の復旧費用につきまして、追加編成したものでございます。

歳入につきまして、繰入金にて財政調整基金繰入金を増額補正いたします。

歳出につきまして、災害復旧費にて、東蓼沼橋の復旧工事費について増額補正いたします。

この結果、補正予算の総額は1,500万円の増額となり、補正後の令和3年度一般会計予算を126億6,826万3,000円とするものでございます。

なお、当該復旧工事費につきましては、第2表のとおり、繰越明許費としまして追加補正いたします。詳細説明につきましては所管課長より説明させますので、慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【高橋正昭君】 所管課長の説明を求めます。企画課長。

○企画課長【枝 博信君】 それでは、議案第22号「令和3年度上三川町一般会計補正予算(第11号)」につきまして、ご説明いたします。事項別明細書により、歳入からご説明いたしますので、補正

予算書の10、11ページをお開き願います。

2、歳入でございます。第18款繰入金、第2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金1,500万円の増額補正につきましては、先般発生しました鬼怒川河川敷火災におきまして、蓼沼緑地公園東側、東蓼沼橋の西側部分が破損したため、その修理を早急に行うため、増額補正するものでございます。

以上で歳入につきましての説明を終わります。

○議長【高橋正昭君】 都市建設課長。

○都市建設課長【神山雅行君】 続きまして、歳出につきまして説明をいたします。ページを次ページ、12ページ、13ページをお開きください。

歳出につきましては、第11款災害復旧費、第3項土木施設災害復旧費、2目道路橋梁災害復旧費のうち、14節工事請負費といたしまして、先ほど歳入でも説明がありました東蓼沼橋の復旧工事に係る費用1,500万円を計上するものでございます。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 企画課長。

○企画課長【枝 博信君】 ページ戻りまして、6ページをお開き願います。第2表、繰越明許費補正でございます。先ほど町長のほうからも説明ございましたが、こちらの補正につきましては、表に記載のとおりですね、第1款災害復旧費、先ほど説明しました東蓼沼橋災害復旧事業におきまして、年度内の事業完了がですね、困難であるため繰越明許するものでございます。

以上で、令和4年度上三川町一般会計補正予算（第11号）の説明を終わります。

○議長【高橋正昭君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。6番、志鳥君。

○6番【志鳥勝則君】 東蓼沼橋が損傷したということは、非常に残念でなりません。ただ、通学路については利用できているような状況下で、幸いかなと思います。町の貴重な財源を使って復旧工事をやるわけですが、まず、火災の原因はどのようなものだったのか。それとか普通、災害復旧ということですと、自然災害だけが対象なんかと思うんだけど、国の補助対象なんかにはなるのかな、どうかなかなと、その辺のところをちょっと。

そして、かなり燃えてたようですけども、どれくらいの面積がその火災で雑草などが消失したのかということですが、その辺のところをお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長【高橋正昭君】 総務課長。

○総務課長【星野光弘君】 火災の原因でございますが、一般の方が蓼沼公園の東側の近辺でごみを燃やしていて、それが延焼してしまったということで聞いております。

また、焼失面積ですが、面積はちょっと資料、手元にはございませんが、区域としては、宮岡橋から下流に向けて、上郷3区自治会の辺りまで河川敷が焼失しております。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 都市建設課長。

○都市建設課長【神山雅行君】 先ほど、2つ目にありました国の補助に該当するかどうかというところでございますけれども、確認をいたしましたところ、通常、公共土木施設の災害復旧工事に基になります法律としてですね、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法というものがございます。その中に、

災害の定義といたしまして、少し読み上げますが、暴風、こう水、高潮、地震その他の異常な天然現象に因り生ずる災害というふうに定義がされておまして、今回の火災はこちらには該当しないということから、国庫補助の対象にはならないと考えております。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 6番、志鳥君。

○6番【志鳥勝則君】 対象にならないということで了解しました。

それで今、火災の原因ということで、一般の人がごみを燃やしたのが延焼したということでございます。通常ですと、枯れ草の中で、風が吹いている中、その近辺でごみを燃やすというのは、重大な過失があったのかなというふうに私自身、感じております。そうした場合に、火元が重大な過失があったというときには、個人の賠償責任があるということなんですけども、その点のところを個人の賠償の責任を求められるとすれば、求めるのか、求めないのか。その辺のところは検討してきたことかと思うんですけども、その検討経緯等をちょっとお聞かせ願えればと思います。

○議長【高橋正昭君】 総務課長。

○総務課長【星野光弘君】 町からの損害賠償というものについては、現在のところ検討をしている状況にはございません。

○議長【高橋正昭君】 6番、志鳥君。

○6番【志鳥勝則君】 その個人賠償の請求の対象となるのかならないのか検討してはいないということですが、今後検討する予定でいるのか、賠償を求められる場合には賠償を求めようとしているのか、その辺のところは町長にお伺いいたします。

○議長【高橋正昭君】 町長。

○町長【星野光利君】 今、求められるか求められないかというのは、担当のほうによく研究するように指示はしております。

○議長【高橋正昭君】 6番、志鳥君。

○6番【志鳥勝則君】 普通の自動車事故であれば、保険には入ってるから損害賠償の能力は保険であるかと思うんですけども、今回の場合、求められるということで。

○議長【高橋正昭君】 済みません、質問4回ですね、今ので。

○6番【志鳥勝則君】 非常に残念ですけど、終わります。

○議長【高橋正昭君】 他に質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【高橋正昭君】 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【高橋正昭君】 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。

議案第22号「令和3年度上三川町一般会計補正予算(第11号)」について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【高橋正昭君】 起立多数です。したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

○議長【高橋正昭君】 日程第15、議案第15号「令和4年度上三川町一般会計予算」から日程第21、議案第21号「令和4年度上三川町下水道事業会計予算」までの7議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 令和4年第2回上三川町議会定例会に当たりまして、町政運営に対する所信の一端を申し上げますとともに、令和4年度予算案についてご説明いたします。

政府の経済見通しでは、日本経済は『コロナ克服・新時代開拓のための経済対策』を迅速かつ着実に実行することによって、令和4年度においては、消費の回復や堅調な設備投資に牽引される形で、民需主導の自律的な成長が期待されております。

一方で、先行きの見通しとして、供給面での制約や原材料価格の動向による下振れリスクの他、オミクロン株の感染拡大及びウクライナ情勢の緊迫化による内外経済への影響が懸念されております。我が国の財政状況を見ますと、少子高齢化が進む中、社会保障の受益と負担のアンバランスという構造的な課題に直面しており、さらに、新型コロナウイルス感染症対応の影響もあり、国債費が毎年度の一般会計歳出総額の2割以上を占めるなど、一層厳しさを増す状況にあります。

こうした中、国では、「経済財政運営と改革の基本方針2021」、いわゆる「骨太の方針」において、引き続き、「新経済・財政再生計画」の枠組みの下、手を緩めることなく、本格的な歳出改革に取り組むこととし、義務的経費等以外の要求枠を10%以上削減する一方、「新たな成長推進枠」を設け、グリーン化、デジタル化、地方の所得向上、子ども・子育て支援を実現する投資を重点的に促進することとしております。

また、地方財政については、「骨太の方針」の中で、令和4年度から令和6年度までの3年間について、地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額に関し、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう、実質的に同水準を確保するとしております。

本町における令和4年度予算編成に当たっての基本的な事項について申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、世界経済に対して深刻な影響を与え、リーマンショックのとき以上に深刻な歳入減が想定されました。このような情勢を鑑み、令和3年度予算では、事業の中止、延期、見直しや、経常経費の削減など、歳出の抑制に努めた編成としたところであります。

歳入面においても、町税や国・県からの交付金等一般財源について前年度から大幅な減を見込みましたが、決算ベースでは、現時点で令和2年度を上回る収入が見込まれています。しかしながら、オミクロン株による感染者数の急増により、景気の先行きは不透明であります。また、歳入減少の懸念とともに、扶助費や各種施設の更新費の増加などの課題を抱えており、より緊張感を持った財政運営が求められるものと認識しております。持続可能な町政運営を実現するためには、健全な財政運営を図りつつ、デジタル化による行政サービスの変革や業務の効率化など、費用対効果を高めていく取組も積極的に進

めていく所存であります。

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、地域経済の見通しが依然として難しい中、令和4年度予算は、義務的経費を中心とする骨格的な予算としつつ、第7次総合計画の後期基本計画掲載事業をはじめとした、継続的に実施する必要がある重点的な事業を切れ目なく行うための予算編成といたしました。また、令和3年度当初予算においては、緊急対策として中止や延期等とした事業についても、改めて優先順位を精査した上で、従来どおりの事業実施の困難なものなど、事業の在り方から見直しを行い、改めて予算化いたしました。

この結果、令和4年度一般会計予算案の総額は114億4,200万円となり、前年度と比較して2億2,600万円、2.0%の増となります。

歳入について申し上げますと、全体の53%ほどを占める町税は、前年度比約11億4,000万円、23.3%の増収となることを見込んでおります。1年前の予算編成では、コロナ禍によって、前年度比約8億円の減収を予測しましたが、住民税及び固定資産税における持ち直しの動きなどを見込んで増額といたしました。地方交付税のうち普通交付税については、町税収入の持ち直しが見られるものの、社会保障費の増加などにもより、引き続き交付団体となると見込みまして、1億8,500万円を計上いたします。

また、財源の有効活用のため、土木債等の建設地方債と、臨時財政対策債を適切に導入していくことで、財政負担の平準化を図るとともに、財政調整基金、町債管理基金等の各種基金を基金残高の確保に留意しつつ、引き続き活用していくことといたします。

歳入を財源別に申し上げますと、自主財源は72億5,425万4,000円、構成比63.4%、前年度比9億5,642万2,000円、15.2%の増、依存財源は41億8,774万6,000円、構成比36.6%、前年度比7億3,042万2,000円、14.9%の減となります。

次に、歳出につきまして、性質別で申し上げますと、消費的経費は83億2,124万5,000円、前年度比4億1,340万3,000円、5.2%の増となります。投資的経費は9億7,204万9,000円、前年度比2億3,070万9,000円、19.2%の減となります。その他の経費は21億4,870万6,000円、前年度比4,330万6,000円、2.1%の増となります。

次に、各特別会計予算案について申し上げます。

国民健康保険事業は28億4,700万円で、前年度比9,600万円、3.3%の減。介護保険事業は23億5,300万円で、前年度比5,100万円、2.2%の増。後期高齢者医療は3億3,000万円で、前年度比4,200万円、14.6%の増。農業集落排水事業は3億1,600万円で、前年度比300万円、0.9%の減となります。

以上、一般会計と特別会計を合計した予算案総額は172億8,800万円となり、前年度予算案と比較して2億2,000万円、1.3%の増となります。

最後に、公営企業会計予算案について申し上げます。水道事業会計の収益的収支では、収入166万7,000円で、前年度比288万8,000円、0.5%の増、支出5億6,879万2,000円で、前年度比831万6,000円、1.4%の減、資本的収支では、収入3,529万2,000円で、前年度比272万8,000円、8.4%の増、支出6億5,405万1,000円で、

前年度比3,348万8,000円、5.4%の増、下水道事業会計の収益的収支では、収入7億9,247万1,000円で、前年度比361万9,000円、0.5%の減、支出7億8,634万3,000円で、前年度比734万4,000円、0.9%の減、資本的収支では、収入7億2,493万1,000円で、前年度比1億749万1,000円、17.4%の増、支出7億8,273万4,000円で、前年度比9,840万7,000円、14.4%の増となります。

令和4年度当初予算案についてですが、初めに、新型コロナウイルス感染症への対応としましては、現在、新型コロナウイルスワクチン接種対策班を設置し、小山地区医師会上三川支部をはじめとした関係者のご協力の下、ワクチン接種は迅速かつ円滑に進めることができいております。3回目のワクチン接種につきましても、これまで同様に国や県の動向を注視しつつ、いきいきプラザにおける集団接種及び個別接種等の環境を整えてまいります。

また、事業者に対しましては、国・県制度と連携した緊急経済対策を行っていく他、プレミアム付商品券事業を拡充して、町内経済への支援を行ってまいります。

続いて、令和4年度における主な事務事業につきまして、『上三川町第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略』に基づき、ご説明いたします。

第1に、『安心して働き、稼げる“かみのかわ”の実現』についてです。農・商・工業の活性化の推進といたしまして、農業次世代人材投資事業、スマート農業技術導入支援事業といった就農を支援する助成金の支給や農業生産基盤の維持のための農地再整備事業、農業経営収入保険加入促進事業などにより、かみのかわまちの農業を活気づける安定した支援を推進してまいります。また、将来的な就業や定住につながるよう、商店街活性化事業や企業等設備導入奨励事業に取り組んでまいります。

第2は、『魅力ある“かみのかわ”への新しい流れの創出』についてです。移住・定住支援の充実としましては、空き家データの整理やその情報提供を強化するための空家等実態調査事業や自動配車予約システムを導入しましたデマンド交通運行事業、町外からの移住者に対する定住促進住宅取得支援金の支給などにより、利便性の高い居住環境や、地域交通の環境整備など、定住を後押しするサービスの充実を図ります。

また、令和3年度は、コロナ禍における巣籠もり需要を背景に、当町においてもふるさと納税額が大幅に増えております。この機を捉え、ふるさと納税返礼品等を通じまして、かみのかわブランドのPRなど、さらなるまちの魅力アップの推進にも取り組んでまいります。

第3は、『若い世代の結婚・出産・子育て支援の推進及び教育環境の充実』についてです。出会いから結婚・出産・子育て支援の推進といたしまして、令和5年2月に開所予定の民間小規模保育事業所整備費の助成や、本年4月からの北小学童クラブ第2教室の開所等により、待機児童解消を図ってまいります。さらに、子ども家庭課内に、子ども家庭総合支援拠点の機能を備えまして、要支援及び要保護児童等の支援強化に取り組みます。また、子宮頸がんワクチンの積極的勧奨の再開に際して、対象者へ周知の上、接種機会を確保いたします。

人間力を豊かにする教育の推進といたしましては、学級運営等改善事業における非常勤講師の増員や、英語教育に係る各種事業展開等により、引き続き、確かな学力の育成や豊かな心、健やかな体の育成を推進してまいります。第4に、『誰もが健康で暮らしやすい環境づくり』についてです。安心安全を地

域で守る体制の充実といたしましては、近年多発する豪雨災害の被害を最小限とするため、普通河川の護岸整備事業や、田んぼダム整備事業を継続して実施いたします。また、浸水想定エリアの変更に伴い、ハザードマップを更新し、安心して住み続けられる環境づくり、防災体制の強化を図ります。さらに、道路や橋梁、上下水道施設などの管理、改良等を適時行い、併せて災害に対応できる強いまちづくりを進めてまいります。

誰もがいきいき生活できる支援の充実といたしましては、現在、その設計案についてパブリックコメントを実施しております生涯学習・子育て支援複合施設及びいきいきプラザを拠点とした運動・健康づくりの活動の場、世代を超えた多様な人々の交流の場を充実させるために、環境整備に取り組んでまいります。

また、昨年夏の2020東京オリンピックや本年度実施されます、いちご一会とちぎ国体により高まる「スポーツ機運」を、町民の皆様の「スポーツ実践」へとつなげていくため、フェンシング普及事業等をきっかけに生涯スポーツを推進いたします。

以上のような施策により、町の将来像、『共に創る 時代に輝く 安心・活力のまち 上三川』へと、また一步、歩みを進めてまいります。

あわせて、持続可能な財政運営を堅持していくため、第4期上三川町財政適正化計画に基づきまして、行政のスリム化・住民サービスの最適化を進めるなど、行財政改革にも努めてまいります。

新型コロナウイルス感染症をはじめ、先行きの見通しが立たないことや状況が変わることは、昨今では、言わば普通の状態であると捉えられ始めています。この変化に柔軟にかつ迅速に対応していく所存でございます。

引き続き、町民の皆様、議員の皆様への町政に対するより一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

以上、令和4年度に臨む所信の一端を申し上げますとともに、予算案の概要についてご説明いたしました。慎重審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長【高橋正昭君】 お諮りいたします。議案第15号から議案第21号までの7議案については、特別委員会を設置し、これに付託して審査することとしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【高橋正昭君】 異議なしと認めます。したがって、議案第15号から議案第21号までの7議案については、特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

次に、委員会の名称については、上三川町議会の運営に関する要綱第98条の規定により「令和4年度予算特別委員会」に、また、委員会の定数は、上三川町委員会条例第5条第2項の規定により議会の議決で定めとなっておりますので、議員全員の14人としたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【高橋正昭君】 異議なしと認めます。したがって、特別委員会の名称は「令和4年度予算特別委員会」に、また、委員会の定数は、議員全員の14人と決定いたしました。

次に、令和4年度予算特別委員会の委員長及び副委員長の互選をお願いいたします。正副委員長の選任につきましては、上三川町議会委員会条例第8条第2項の規定により、委員会において互選すること

になっております。

○議長【高橋正昭君】 ここで、正副委員長の互選をするため、暫時休憩いたします。

午後2時04分 休憩

午後2時05分 再開

○議長【高橋正昭君】 休憩前に復して、会議を再開いたします。

○議長【高橋正昭君】 休憩中に互選いただきました、令和4年度予算特別委員会の正副委員長について、発表いたします。

委員長、石崎議員、副委員長、稲見議員が令和4年度予算特別委員会の正副委員長に決定いたしました。

お諮りいたします。会議規則46条第1項の規定により、令和4年度予算特別委員会に付託しました議案第15号から議案第21号までにつきましては、3月14日までに審査を終了するよう期限をつけることとしたいと思っております。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【高橋正昭君】 異議なしと認めます。したがって、議案第15号から議案第21号までについては、3月14日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

○議長【高橋正昭君】 本日はこれで散会といたします。

なお、明日は午前10時から一般質問を行います。お疲れさまでございました。

午後2時07分 散会